

全柔連発第 25-0109 号  
2025 年 5 月 9 日

都道府県柔道連盟（協会）会長 殿

公益財団法人全日本柔道連盟  
会長 中 村 真 一  
(公印省略)

柔道大会において医師が試合続行不可能と判断した場合の対応について

先般、ある都道府県が主催した柔道競技大会において、出血の処置を求めて救護席を訪れた選手に対して、救護を担当した医師が、止血困難と判断し、後の試合出場を見合わせるべきと指導者と大会運営本部に告げたが、出場を強行した事例があった旨、救護を担当した医師が所属する本連盟医科学委員会より報告を受けました。

国際柔道連盟試合審判規程では、「出血が止まらず、覆うことができない場合は、相手の試合者に「棄権勝ち」が与えられる。」とされています。また、「出血が止まらない場合、医師が審判に報告し、審判は相手の試合者に棄権勝ちを与える。」とされています。

出血の原因である傷が深い場合、試合を継続することによって更なる悪化につながる可能性があることから、試合者の健康を第一に考え、医師の判断を重く受け止めていただく必要があります。また、血液には感染症の原因となる微生物を含んでいる可能性があります。安全衛生上、相手の試合者の健康被害をもたらす可能性もあります。

国内の大会で救護を担当する医師は、国際柔道連盟試合審判規程に準じた対応を行うことを前提に大会での救護に従事するものであり、大会の運営も、国際柔道連盟試合審判規程に準じて行うべきであります。

つきましては、貴連盟（協会）におかれても、国際柔道連盟試合審判規程の内容を再度ご確認ください。今後の大会運営に際しては、頭部打撲後、絞め技による落ち後の試合復帰を含め、安全面、衛生面に最大限の配慮をお願い致します。

以上

(お問合せ先)

公益財団法人全日本柔道連盟

大会事業課

電 話 : 03-3818-4392

E-mail : taikai@judo.or.jp